

総合特別区域の設定を通じ、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、総合特別区域基本方針の策定、総合特別区域計画の認定、当該認定を受けた総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定める。

法案の概要

総合特区制度の創設

総合特別区域推進本部の設置

総合特別区域における施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部を設置

・総合特別区域基本方針の案を作成し、総合特別区域の指定に対する意見のとりまとめ等を実施。

総合特別区域基本方針の策定（閣議決定）

政府は、総合特別区域における施策の総合的・集中的な推進を図るための総合特別区域基本方針を策定

総合特別区域の指定

地方公共団体は、地域協議会の協議を経て、総合特別区域の指定を申請

内閣総理大臣は、指定基準に適合する区域を、国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域として指定

- ・民間事業者等は、地方公共団体に対して、指定の申請をすることを提案可能。
- ・地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることが可能。

国際戦略総合特別区域

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の拠点形成等による国際競争力の強化



地域活性化総合特別区域

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域の活性化



協議

国と地方の協議会の設置

内閣総理大臣、内閣総理大臣の指定する国務大臣及び指定地方公共団体の長は、総合特別区域ごとに、協議会を設置

・地方公共団体が実施・促進しようとする事業、新たな規制の特例措置等の整備等を協議。

地域協議会の設置

構成員：地方公共団体、事業の実施主体、経済団体、金融機関、NPO法人等
総合特別区域の指定申請、作成しようとする計画並びに認定計画及びその実施に関し必要な協議を実施。

【協議・連絡調整】



国際戦略総合特別区域計画・地域活性化総合特別区域計画の認定

指定地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化を図るための計画を作成し、認定を申請

内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を経て、同計画を認定

協議

規制の特例措置等

認定計画に基づき、規制の特例措置、課税の特例、総合特区支援利子補給金等の特別の措置を適用。
政省令により規定された地方公共団体の事務に関する規制について、認定地方公共団体が条例で定めるところにより、規制の特例措置を適用。
その他、総合特区推進調整費を予算措置。

総合特別区域法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする（第一条関係）。

二 基本理念

総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方公共団体が、これらの実現のために必要な政策課題の解決を図るため、当該地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ主体的に行う

取組により、地域経済に活力をもたらすとともに、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、国が、これらの取組に対して、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを旨として、行われなければならないものとする（第三条関係）。

三 国の責務

1 国は、基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする（第四条第一項関係）。

2 国は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民その他の関係者による政策課題の解決のための取組が円滑に行われるよう、規制の特例措置の整備、関連する諸制度の改革の実施その他必要な措置を講じなければならないものとする（第四条第二項関係）。

四 指定地方公共団体の責務

指定地方公共団体（国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域の指定を受けた地方公共団体をいう。）は、基本理念にのっとり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする（第五条関係）。

第二 総合特別区域基本方針

一 政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）を定めなければならないものとする（第七条第一項関係）。

二 総合特別区域基本方針には、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項、国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化

の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画等について定めるものとする（第七条第二項）。

三 内閣総理大臣は、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならないものとする（第七条第三項関係）。

第三 国際戦略総合特別区域における特別の措置

一 国際戦略総合特別区域の指定等

1 国際戦略総合特別区域の指定

(1) 内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができるものとする（第八条第一項関係）。

(2) 地方公共団体は、申請を行う場合には、指定申請に係る区域の範囲、当該区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容を記載した申請書を提出しなければならないものとする（第八条第二項関係）。

- (3) 特定国際戦略事業を実施しようとする者等は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができるとすること（第八条第三項関係）。
- (4) (3)の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならないものとする（第八条第四項関係）。
- (5) 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国際戦略総合特別区域協議会（以下この1において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならないものとする（第八条第五項関係）。
- (6) 指定申請には、関係地方公共団体の意見の概要等を添付しなければならないものとする（第八条第六項関係）。
- (7) 内閣総理大臣は、(1)の指定をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならないものとする（第八条第七項関係）。
- (8) 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨等を公示しなければならないものとする

こと（第八条第八項関係）。

- (9) 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この第三において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする（第八条第九項関係）。

- (10) 内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が(1)に適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする（第八条第十項関係）。

2 国際競争力強化方針の策定

- (1) 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めるものとする（第九条第一項関係）。

- (2) 国際競争力強化方針には、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、当該目標を達成するために指定地方公共団体が実施

し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項等を定めるものとする（第九条第二項関係）。

3 新たな規制の特例措置等に関する提案

- (1) 指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この3において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができるものとする（第十条第一項関係）。
- (2) 国際戦略総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができるものとする（第十条第二項関係）。
- (3) 要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならないものとする（第十条第三項関係）。
- (4) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成し

た総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならないものとする（第十条第四項関係）。

(5) 内閣総理大臣は、(4)による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならないものとする（第十条第五項関係）。

(6) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨等を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならないものとする（第十条第六項関係）。

(7) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、国と地方の協議会が組織されているときは、当該提案について当該協議会における協議をしなければならないものとする（第十条第七項関係）。

4 国と地方の協議会

(1) 内閣総理大臣、国务大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長（以下この4において「内閣総理大臣等」という。）は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要

な協議を行うための協議会（以下この4において単に「協議会」という。）を組織することができるものとする（第十一条第一項関係）。

(2) 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができるものとする（第十一条第二項関係）。

(3) (2)による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬものとする（第十一条第三項関係）。

(4) 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議会に、地方公共団体の長その他の執行機関、地域協議会を代表する者等を構成員として加えることができるものとする（第十一条第四項関係）。

(5) (1)の協議を行うための会議は、内閣総理大臣等及び(4)により加わった者又はこれらの指名する者をもつて構成するものとする（第十一条第五項関係）。

(6) 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供等その他必要な協力を求めることができるものとする（第十一条第六項関係）。

(7) 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならぬものとする(第十一条第八項関係)。

(8) 協議会の庶務は、内閣府において処理するものとする(第十一条第九項関係)。

二 国際戦略総合特別区域計画の認定等

1 国際戦略総合特別区域計画の認定

(1) 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画(以下「国際戦略総合特別区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする(第十二条第一項関係)。

(2) 国際戦略総合特別区域計画には、目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項等を定めるものとする(第十二条第二項関係)。

(3) 国際戦略総合特別区域計画には、国際戦略総合特別区域の名称、経済的社会的効果等を定めるよ

う努めるものとする（第十二条第三項関係）。

(4) 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体等の意見を聴かなければならないものとする（第十二条第四項関係）。

(5) 特定国際戦略事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業をその内容に含む国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案をすることができるとする（第十二条第五項関係）。

(6) (5)の指定地方公共団体は、提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画を作成する必要がないと認めるときは、その旨等を、当該提案をした者に通知しなければならないものとする（第十二条第六項関係）。

(7) 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとする場合において、国際戦略総合特別区域協議会が組織されているときは、当該国際戦略総合特別区域計画に定める事項について当該国際戦略総合特別区域協議会における協議をしなければならないものとする（第十二条第七項関係）。

- (8) (1) の認定の申請には、関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要等を記載した書面を添付しなければならぬものとする(第十二条第八項関係)。
- (9) 指定地方公共団体は、(1) の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に対し、その確認を求めることができるものとする(第十二条第九項関係)。
- (10) 内閣総理大臣は、(1) の認定の申請があつた場合において、国際戦略総合特別区域計画が総合特別区域基本方針及び当該国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に適合するものであること等に適合すると認めるときは、その認定をするものとする(第十二条第十項関係)。
- (11) 内閣総理大臣は、(10) の認定を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができるものとする(第十二条第十一項関係)。
- (12) 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際

戦略事業に関する事項について、当該特定国際戦略事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならぬものとする（第十二条第十二項関係）。

(13) 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないものとする（第十二条第十三項関係）。

(14) 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならないものとする（第十三条第一項関係）

2 報告の徴収

内閣総理大臣は、認定を受けた指定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画の実施の状況について報告を求めることができるものとする（第十五条関係）。

3 措置の要求

内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対し、当該認定国際戦略総合特別区域計画の実施に必要措置を講ずることを求めることができるものとする（第十六条関係）。

4 認定の取消し

(1) 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画が1の10に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする(第十七条第一項関係)。

(2) 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、(1)の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができるものとする(第十七条第二項関係)。

5 認定地方公共団体への援助等

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならないものとする(第十八条関係)。

三 国際戦略総合特別区域協議会

1 地方公共団体は、国際戦略総合特別区域の指定の申請、作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域協議会(以下この三において「地域協議会」という。)を組織することができるものとする(第十九条第一項関係)。

2 地域協議会は、1の地方公共団体、特定国際戦略事業を実施する者等をもって構成するものとする
こと（第十九条第二項関係）。

3 地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、地域協議会に、国際戦略総合
特別区域計画等に関し密接な関係を有する者等を構成員として加えることができるものとする（こと）
第十九条第三項関係）。

4 地方公共団体は、3により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、多様な意見が適切に反映さ
れるものとなるよう配慮しなければならないものとする（第十九条第四項関係）。

5 特定国際戦略事業を実施し、又は実施しようとする者等は、地域協議会を組織するよう要請するこ
とができるものとする（第十九条第五項関係）。

6 5の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなけ
ればならないものとする（第十九条第六項関係）。

7 地方公共団体は、1により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければなら
ないものとする（第十九条第七項関係）。

8 5に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができるとすること（第十九条第八項関係）。

9 8による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならぬものとする（第十九条第九項関係）。

10 1の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、その協議の結果を尊重しなければならぬものとする（第十九条第十項関係）。

四 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

1 規制の特例措置

(1) 通訳案内士法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、認定を受けた指定地方公共団体が行う国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有するものとする（第二十条関係）。

(2)
建築基準法の特例

イ 内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、同区域内の建築物に対する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項から第十二項までの規定のただし書の適用は、特定行政庁が建築物の整備に関する基本方針に適合すると認める場合を含むものとする（第二十一条関係）。

ロ 内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画について、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用するものとする（第二十二条関係）。

(3)
工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）の

それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあっては、その準則又はその条例を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができるものとすること（第二十三条関係）。

(4) 政令等で規定された規制の特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内においては、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。）については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとすること（第二十四条関係）。

(5) 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内においては、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係る事業をいう。）については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする（第二十五条関係）。

2 課税の特例

- (1) 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている特定国際戦略事業を実施する法人（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。）であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする（第二十六条関係）。

- (2) 専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている特定国際戦略事業を実施する法人であつて、当該国際戦略総合特別区域の指定の日以後に新たに設立された法人等に該当するもの（当該国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。）の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとするものとする（第二十七条関係）。

3 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給

政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この3において「指定金融機関」という。）が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約を当該指定金融機関と

結ぶことができるものとする（第二十八条関係）。

4 財産の処分の制限に係る承認のの特例

認定地方公共団体が認定国際戦略総合特別区域計画に基づき特定国際戦略事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする（第二十九条関係）。

5 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区施設整備貸付事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができるものとする（第三十条関係）。

第四 地域活性化総合特別区域における特別の措置

一 地域活性化総合特別区域の指定等

1 地域活性化総合特別区域の指定

- (1) 内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができるものとする（第三十一条第一項関係）。
- (2) 地方公共団体は、申請を行う場合には、指定申請に係る区域の範囲、当該区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容を記載した申請書を提出しなければならないものとする（第三十一条第二項関係）。
- (3) 特定地域活性化事業を実施しようとする者等は、地方公共団体に対して、指定申請をすることに ついての提案をすることができるものとする（第三十一条第三項関係）。
- (4) (3) の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならないものとする（第三十一条第四項関係）。
- (5) 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、地域活性化総合特別区域協議会（以下この 1 において「地域協議会」という。）が組織されていると

きは、当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならないものとする（第三十一条第五項関係）。

(6) 指定申請には、関係地方公共団体の意見の概要等を添付しなければならないものとする（第三十一条第六項関係）。

(7) 内閣総理大臣は、(1)の規定による指定をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならないものとする（第三十一条第七項関係）。

(8) 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨等を公示しなければならないものとする（第三十一条第八項関係）。

(9) 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この第四において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする（第三十一条第九項関係）。

(10) 内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が(1)に適合しなくなつたと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を

解除し、又はその区域を変更することができるものとする（第三十一条第十項関係）。

2 地域活性化方針の策定

(1) 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めるものとする（第三十二条第一項関係）。

(2) 地域活性化方針には、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、当該目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項等を定めるものとする（第三十二条第二項関係）。

3 新たな規制の特例措置等に関する提案

(1) 指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この3において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の措置の整備等に関する提案をすることができるものとする（第三十三条第一項関係）。

- (2) 地域活性化総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができるとすること（第三十三条第二項関係）。
- (3) 要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならないものとする（第三十三条第三項関係）。
- (4) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならないものとする（第三十三条第四項関係）。
- (5) 内閣総理大臣は、(4) による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならないものとする（第三十三条第五項関係）。
- (6) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨等を当該提案をした指定地方公共団

体等に通知しなければならないものとする（第三十三条第六項関係）。

- (7) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、国と地方の協議会が組織されているときは、当該提案について当該協議会における協議をしなければならないものとする（第三十三条第七項関係）。

4 国と地方の協議会

- (1) 内閣総理大臣、国务大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長（以下この4において「内閣総理大臣等」という。）は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要な協議を行うための協議会（以下この4において単に「協議会」という。）を組織することができるものとする（第三十四条第一項）。
- (2) 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができるものとする（第三十四条第二項関係）。
- (3) (2)による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければ

ならないものとする（第三十四条第三項関係）。

- (4) 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議会に、地方公共団体の長その他の執行機関、地域協議会を代表する者等を構成員として加えることができるものとする（第三十四条第四項関係）。
- (5) (1)の協議を行うための会議は、内閣総理大臣等及び(4)により加わった者又はこれらの指名する者をもつて構成するものとする（第三十四条第五項関係）。
- (6) 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供等その他必要な協力を求めることができるものとする（第三十四条第六項関係）。
- (7) 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならぬものとする（第三十四条第八項関係）。
- (8) 協議会の庶務は、内閣府において処理するものとする（第三十四条第九項関係）。

1 地域活性化総合特別区域計画の認定

- (1) 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする（第三十五条第一項）。
- (2) 地域活性化総合特別区域計画には、目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項等を定めるものとする（第三十五条第二項関係）。
- (3) 地域活性化総合特別区域計画には、地域活性化総合特別区域の名称、経済的社会的効果等を定めるよう努めるものとする（第三十五条第三項関係）。
- (4) 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体等の意見を聴かなければならないものとする（第三十五条第四項関係）。
- (5) 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事

業をその内容に含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案をすることができるものとする（第三十五条第五項関係）。

(6) (5)の指定地方公共団体は、提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画を作成する必要がないと認めるときは、その旨等を、当該提案をした者に通知しなければならないものとする（第三十条第六項関係）。

(7) 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、地域活性化総合特別区域協議会が組織されているときは、当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければならないものとする（第三十五条第七項関係）。

(8) (1)の認定の申請には、関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要等を記載した書面を添付しなければならないものとする（第三十五条第八項関係）。

(9) 指定地方公共団体は、(1)の規定による認定の申請に当たっては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規

制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができるものとする（第三十五条第九項関係）。

(10) 内閣総理大臣は、(1)の認定の申請があつた場合において、地域活性化総合特別区域計画が総合特別区域基本方針及び当該地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に適合するものであること等に適合すると認めるときは、その認定をするものとする（第三十五条第十項関係）。

(11) 内閣総理大臣は、(10)の認定を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができるものとする（第三十五条第十一項関係）。

(12) 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業に関する事項について、当該特定地域活性化事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならないものとする（第三十五条第十二項関係）。

(13) 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないものとする（第三十五条第十三項関係）。

(14) 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を

行わなければならないものとする（第三十六条第一項関係）

2 報告の徴収

内閣総理大臣は、認定を受けた指定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画の実施の状況について報告を求めることができるものとする（第三十八条関係）。

3 措置の要求

内閣総理大臣は、認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする（第三十九条関係）。

4 認定の取消し

(1) 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画が1の10に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする（第四十条第一項関係）。

(2) 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、(1)の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができるものとする（第四十条第二項関係）。

5 認定地方公共団体への援助等

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならないものとする等（第四十一条関係）。

三 地域活性化総合特別区域協議会

1 地方公共団体は、地域活性化総合特別区域の指定の申請、作成しようとする地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会（以下この三において「地域協議会」という。）を組織することができるものとする等（第四十二条第一項関係）。

2 地域協議会は、1の地方公共団体、特定地域活性化事業を実施する者等をもって構成するものとする等（第四十二条第二項関係）。

3 地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、地域協議会に、地域活性化総合特別区域計画等に関し密接な関係を有する者等を構成員として加えることができるものとする等（第四十二条第三項関係）。

4 地方公共団体は、3により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないものとする（第四十二条第四項関係）。

5 特定地域活性化事業を実施し、又は実施しようとする者等は、地域協議会を組織するよう要請することができるものとする（第四十二条第五項関係）。

6 5の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬものとする（第四十二条第六項関係）。

7 地方公共団体は、1により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする（第四十二条第七項関係）。

8 5に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができるものとする（第四十二条第八項関係）。

9 8による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないものとする（第四十二条第九項関係）。

10 1の協議を行うための会議において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければ

ばならないものとする（第四十二条第十項関係）。

四 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

1 規制の特例措置

(1) 通訳案内士法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内において、認定を受けた指定地方公共団体が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有するものとする（第四十三条関係）。

(2) 建築基準法の特例

イ 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内において、同区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十二項までの規定のただし書の適用は、特定行政庁が建築物の整備に関する基本方針に適合すると認める場合を含むものとする（第四十四条関係）。

□ 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画について、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用するものとする（第四十五条関係）。

(3) 酒税法の特例

イ 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内において農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した果実を原料とした果実酒又は自ら生産した米等を原料としたその他の醸造酒を製造するため、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下このイ及びロにおいて同じ。）を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとする（第四十六條関係）。

ロ 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において指定地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免

許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げるものとする（第四十七条関係）。

(4) 老人福祉法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律百十七号）に規定する選定事業者である法人は、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができるものとする（第四十八条関係）。

(5) 河川法及び電気事業法の特例等

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内において、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若

しくは改築をいう。)のために取水した流水のみを利用する水力発電事業について、河川法上定められている手続の一部を不要等とするものとする(第四十九条から第五十二条まで関係)。

(6) 政令等で規定された規制の特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内においては、政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。)については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする(第五十三条関係)。

(7) 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内においては、地方公共団体事務政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制(指定地方公共団体の事務に関するものに限る。))に係る事業をいう。)については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係る

ものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする（第五十四条関係）。

2 課税の特例

認定地域活性化総合特別区域計画に定められている特定地域活性化事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（認定を受けた指定地方公共団体をいう。）が指定するものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする（第五十五条関係）。

3 地域活性化総合特区支援利子補給金の支給

政府は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている地域活性化総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域協議会の構成員であり、かつ、当該地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この3において「指定金融機

関」という。)が、当該認定地域活性化総合特別区域計画に定められている内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができるものとする(第五十六条関係)。

4 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

認定地方公共団体が認定地域活性化総合特別区域計画に基づき特定地域活性化事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする(第五十七条関係)。

5 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている地域活性化総合特区施設整備貸付事業を行う認定地方公共団体(市町村に限る。)に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができるものとする(第五十八条関係)。

一 設置

総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置くものとする（第十九条関係）。

二 所掌事務

本部は、総合特別区域基本方針の案の作成等の事務をつかさどるものとする（第六十条関係）。

三 組織等

本部は、総合特別区域推進本部長、総合特別区域推進副本部長及び総合特別区域推進本部員をもって組織するものとし、これらの者について所要の規定を整備すること（第六十一条から第六十四条まで関係）。

四 資料の提出その他の協力

本部に対する資料提出その他の協力等について所要の規定を整備すること（第六十五条関係）

五 事務

本部に係る事務は、内閣官房において処理すること（第六十六条関係）

六 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること（第六十七条関係）。

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一条関係）。

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則第二条関係）。

三 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域に関するものについては、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする（附則第三条関係）。

四 関係法律について所要の改正を行うこと（附則第四条から附則第十一条まで関係）

第七 別表

規制の特例措置の適用を受ける事業を掲げること。

総合特別区域法

目次

- 第一章 総則（第一条 第六条）
- 第二章 総合特別区域基本方針（第七条）
- 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置
 - 第一節 国際戦略総合特別区域の指定等（第八条 第十一条）
 - 第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定等（第十二条 第十八条）
 - 第三節 国際戦略総合特別区域協議会（第十九条）
 - 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置
 - 第一款 規制の特例措置（第二十条 第二十五条）
 - 第二款 課税の特例（第二十六条・第二十七条）
 - 第三款 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給（第二十八条）
 - 第四款 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例（第二十九条）

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務（第三十条）

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定等（第三十一条 第三十四条）

第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等（第三十五条 第四十一条）

第三節 地域活性化総合特別区域協議会（第四十二条）

第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置（第四十三条 第五十四条）

第二款 課税の特例（第五十五条）

第三款 地域活性化総合特区支援助子補給金の支給（第五十六条）

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例（第五十七条）

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務（第五十八

条）

第五章 総合特別区域推進本部（第五十九条 第六十八条）

第六章 雑則（第六十九条 第七十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づき事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域（第八条第一項に規定する国際戦

略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七条第二項第三号において同じ。）及び地域活性化総合特別区域（第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七条第二項第三号において同じ。）をいう。

2 この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 別表第一に掲げる事業で、第三章第四節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの
- 二 次に掲げる事業であつて法人により行われるもの

イ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するものとして政令で定める事業（ロに掲げるものを除く。）

ロ イの政令で定める事業であつて地方公共団体が当該事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの（前号に掲げる事業に係る規制の特例措置で内閣府令で定めるものの適用を受けて行われるもの又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）

三 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資するものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第二十八条第一項

において「国際戦略総合特区支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

四 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資する事業（第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。）の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。次項第四号において同じ。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次項第四号において同じ。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 次に掲げる事業であつて市町村（特別区を含む。以下同じ。）により行われるもの

イ 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この号及び次項第五号において同じ。）が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ

。の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

□ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

3 この法律において「特定地域活性化事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表第二に掲げる事業で、第四章第四節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 農業、社会福祉、観光、地球環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

三 地域活性化総合特別区域における農業、観光業その他の産業の振興、生活環境の整備、社会福祉の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第五十六条第一項において「地域活性化総合特区支援貸付事業」とい

う。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

四 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業（第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。）の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 次に掲げる事業であつて市町村により行われるもの

イ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ。）の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定

める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

4 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第二十条から第二十三条まで及び第四十三條から第五十二條までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第二十四条及び第五十三条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・主務省令（第六十九条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。）又は第二十五条及び第五十四条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

（基本理念）

第三条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方公共団体が、これらの実現のために必要な政策課題の解決を図るため、当該地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ主体的に行う取組により、地域経済に活力をもたらしとともに、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、国が、これらの取組に対して、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民その他の関係者による政策課題の解決のための取組が円滑に行われるよう、規制の特例措置の整備、関連する諸制度の改革の実施その他必要な措置を講じなければなら

ない。

（指定地方公共団体の責務）

第五条 指定地方公共団体（第八条第九項に規定する指定地方公共団体及び第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。次条において同じ。）は、第三条に定める基本理念にのっとり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（関連する施策との連携）

第六条 国及び指定地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、都市の国際競争力の強化に関する施策、経済社会の構造改革の推進に関する施策、地域の活力の再生に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第二章 総合特別区域基本方針

第七条 政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

らない。

2 総合特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項

二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 次条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定及び第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項

四 第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の同条第十項の認定及び第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

六 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、総合特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総合特別区域基本方針の変更について準用する。

第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置

第一節 国際戦略総合特別区域の指定等

(国際戦略総合特別区域の指定)

第八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において特定国際戦略事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当

該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の

申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

(国際競争力強化方針)

第九条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めるものとする。

2 国際競争力強化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組む

べき政策課題

二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない。

5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、国際競争力強化方針の変更についての申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え国際競争力強化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、国際競争力強化方針を変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国際競争力強化方針の変更について準用する。

(新たな規制の特例措置等に関する提案)

第十条 指定申請をしようとする地方公共団体(地域協議会を組織するものに限る。)又は指定地方公共団体(以下この条において「指定地方公共団体等」という。)は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置(次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。)の整備に関する提案(以下この条において単に「提案」という。)をすることができる。

2 国際戦略総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該協議会における協議をしなければならない。

(国と地方の協議会)

第十一条 内閣総理大臣、国务大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長(以下

この条において「内閣総理大臣等」という。）は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬ。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 地方公共団体の長その他の執行機関（指定地方公共団体の長を除く。）

二 地域協議会を代表する者

- 三 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 四 その他特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者
- 五 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。
- 六 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 七 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。
- 八 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 九 協議会の庶務は、内閣府において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定等

(国際戦略総合特別区域計画の認定)

第十二条 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第九条第二項第一号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定国際戦略事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定国際戦略事業に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 国際戦略総合特別区域の名称

二 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な

事項

4 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 特定国際戦略事業を実施しようとする者は、当該特定国際戦略事業を実施しようとする国際戦略総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業をその内容に含む国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。

6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画を作成する必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第十九条第一項の

国際戦略総合特別区域協議会が組織されているときは、当該国際戦略総合特別区域計画に定める事項について当該国際戦略総合特別区域協議会における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、国際戦略総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に適合するものであること。

二 当該国際戦略総合特別区域計画の実施が当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第十四条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業に関する事項について、当該特定国際戦略事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第十三条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定国際戦略総合特別区域計画の変更)

第十四条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（以下「認定国際戦略総合特別区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第十二条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定国際戦略総合特別区域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた指定地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）

（）に対し、認定国際戦略総合特別区域計画（認定国際戦略総合特別区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第十六条 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定国際戦略総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十七条 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画が第十二条第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第十二条第十三項の規定は、第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第十八条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定国際戦略総合特別区域計画に係る特定国際戦略事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定国

際戦略事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

- 3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三節 国際戦略総合特別区域協議会

第十九条 地方公共団体は、第八条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の申請、第十二条第一項の規定により作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域協議会（以下この条及び第二十八条第一項において「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 前項の地方公共団体

- 2 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

- 3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲

げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

一 特定国際戦略事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければ

ばならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならぬ。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置

(通訳案内士法の特例)

- 第二十条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るため、国際戦略総合特別区域通訳案内士）次項に規定する国際戦略総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第一の一の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る国際戦略総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。
- 2 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）を行うことを業とする。
 - 3 国際戦略総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。
 - 4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る国際戦略総合特別区域の特性に応じた通

訳案内に関する研修を修了した者は、当該国際戦略総合特別区域の区域において、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域以外において、報酬

を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その業務に關して国際戦略総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該国際戦略総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めたる一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第二十条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條から第二十七

条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第二十条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めたる一指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府

県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

- 10 通訳案内士法第三十五条の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六項の規定に違反した者
 - 二 偽りその他不正の手段により国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者
 - 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
- 12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(建築基準法の特例)

第二十一条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略建築物整備事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域内の建築物に対する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項から第十二項まで

(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十一条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め、」とあるのは「認めて許可した場合、」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の国際戦略総合特別区域計画には、第十二条第二項第三号に掲げる事項として、当該国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該国際戦略総合特別区域内の用途地域(建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。第四十四条第二項において同じ。)の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第二十二條 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、特別用途地

区国際戦略建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、国際戦略総合特別区域内の特別用途地区（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。以下同じ。）内において、産業の国際競争力の強化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第一の三の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の国際戦略総合特別区域計画には、第十二条第二項第三号に掲げる事項として、当該特別用途地区国際戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增

設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等）（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二
条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場
又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第五
項第二号及び別表第一の四の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理
大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団
体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該国際戦略総合特別区域におけ
る製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法
第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事
項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により
定められた準則（第十一項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産
業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形
成法」という。）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一条第一
項の規定により条例が定められた場合）あつては、その準則又はその条例（以下この条において「地域産

業集積形成法準則等」という。）を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定市町村の長が行うものとする。

3 前項の規定により認定市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該国際戦略総合特別区域については、市町村の長に関する規定として当該認定市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととな

つた特定工場（工場立地法第六条第一項に規定する特定工場をいう。以下この条において同じ。）については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

5 国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けなかった区域において当該事由の発生前に当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けた特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要なと判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

一 第八条第九項又は第十項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の解除又はその区域の変更

二 第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めないこととするものに限る。）の認定

三 第十七条第一項の規定による第一項の認定の取消し

6 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものと

されている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例を定めた市町村の長が行うものとする。

7 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、

「第二十三条第五項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

8 国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

9 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

10 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けなかった特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなったものに限る。）について、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項

又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされてないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

12 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受け

ることとなつたものに限る。() について準用する。この場合において、第十一項中「市町村の長(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の長を除く。)」とあるのは「市町村の長」と、「当該市町村の存する都道府県の知事」とあるのは「地域産業集積形成法第十条第三項又は第十一条第二項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた当該市町村の長」と読み替えるものとする。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第二十四条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の五の項において同じ。)を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第二十五条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の六の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第二款 課税の特例

第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。）であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した

機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定法人の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十七条 専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二條第二項第二号口に掲げる事業を実施する法人であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（当該国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定特定事業法人」とい

う。）の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 第八条第一項の規定による当該国際戦略総合特別区域の指定の日以後に設立された法人

二 前号に掲げるもののほか、当該認定国際戦略総合特別区域計画の認定の日以後に、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号ロに掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した法人

2 指定特定事業法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定特定事業法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定特定事業法人の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 国際戦略総合特区支援助利子補給金の支給

第二十八条 政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「国際戦略総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について

て、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国際戦略総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国際戦略総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国際戦略総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が国際戦略総合特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第二十九条 認定地方公共団体が認定国際戦略総合特別区域計画に基づき第二条第二項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定等

(地域活性化総合特別区域の指定)

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

- 一 総合特別区域基本方針に適合すること。
- 二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。
- 2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 指定申請に係る区域の範囲
 - 二 前号の区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
 - 三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容
- 3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

- 一 当該提案に係る区域において特定地域活性化事業を実施しようとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者
- 4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。
- 6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）

（をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

（地域活性化方針）

第三十二条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容

を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めるものとする。

2 地域活性化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策

課題

二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的

な事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない。

5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、地域活性化方針の変更につ

いての申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え地域活性化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、地域活性化方針を変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による地域活性化方針の変更について準用する。

(新たな規制の特例措置等に関する提案)

第三十三条 指定申請をしようとする地方公共団体(地域協議会を組織するものに限る。)又は指定地方公共団体(以下この条において「指定地方公共団体等」という。)は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置(次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。)の整備その他の地域活性化総合特別区域における地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する提案(以下この条において単に「提案」という。)をすることができる。

2 地域活性化総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該協議会における協議をしな

ければならない。

(国と地方の協議会)

第三十四条 内閣総理大臣、国务大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長(以下この条において「内閣総理大臣等」という。)は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬ。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えるこ

とができる。

一 地方公共団体の長その他の執行機関（指定地方公共団体の長を除く。）

二 地域協議会を代表する者

三 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

四 その他特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。

6 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

8 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければなら

ない。

9 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等

(地域活性化総合特別区域計画の認定)

第三十五条 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第三十二条第二項第一号の目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定地域活性化事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定地域活性化事業に関する事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 地域活性化総合特別区域の名称
 - 二 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - 三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項
- 4 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、当該特定地域活性化事業を実施しようとする地域活性化総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業をその内容に含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。
- 6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画を作成する必要がない

と認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会が組織されているときは、当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、

当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長に対して、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該

指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、地域活性化総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に適合するものであること。

二 当該地域活性化総合特別区域計画の実施が当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第三十七条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業に関する事項について、当該特定地域活性化事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単

に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第三十六条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域活性化総合特別区域計画の変更)

第三十七条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（以下「認定地域活性化総合特別区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第三十五条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定地域活性化総合特別区域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第三十八条 内閣総理大臣は、第三十五条第十項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。)を受けた指定地方公共団体(以下この節において「認定地方公共団体」という。)に対し、認定地域活性化総合特別区域計画(認定地域活性化総合特別区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第三十九条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業の実施に関し必要

な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第四十条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画が第三十五条第十項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第三十五条第十三項の規定は、第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第四十一条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定地域活性化総合特別区域計画に係る特定地域活性化事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定地域活性化事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三節 地域活性化総合特別区域協議会

第四十二条 地方公共団体は、第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定の申請、第三十五条第一項の規定により作成しようとする地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

- 二 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者
- 4 地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。
 - 一 特定地域活性化事業を実施し、又は実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定

地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬ。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならぬ。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置

(通訳案内士法の特例)

- 第四十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、地域活性化総合特別区域通訳案内士（次項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第二の一の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る地域活性化総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。
- 2 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。
- 3 地域活性化総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域活性化総合特別区域の区域において、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して地域活性化総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該地域活性化総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項におい

て準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十二条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十二条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めたと一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中

「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(建築基準法の特例)

第四十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化建築物整備事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第二の二の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特

別区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）

第四十四条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画に定められた同条第二項に規定する基本方針（以下この条において「認定計画基本方針」という。）に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め、」とあるのは「認めて許可した場合、」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の地域活性化総合特別区域計画には、第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該地域活性化総合特別区域内の用途地域の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第四十五条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特別用

途地区地域活性化建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、地域活性化総合特別区域内の特別用途地区内において、地域の活性化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第二の三の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体については、当該認定を同法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の地域活性化総合特別区域計画には、第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該特別用途地区地域活性化建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

（酒税法の特例）

第四十六条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定農業者特定酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の

促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この条において「特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この条及び別表第二の四の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（当該特定農業者特定酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条及び次条において同じ。）を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第十三号に規定する

果実酒の製造免許

二 酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。））、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。） 同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合において、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十六条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十六条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒

類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の地域活性化総合特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

4 税務署長は、次に掲げる場合には、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合

二 第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として特定農業者特定酒類製造事業を定めないこととするものに限る。）

の認定があつた場合

三 第四十条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合

四 第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなつた場合

五 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合

5 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第四十七条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特産酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いて次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この条及び別表第二の五の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造しようとする者（当該特産酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリッ

- トル」とあるのは「一キロリットル」と、同条第四号中「第七条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第七条第二項」とする。
- 一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許
- 二 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許
- 2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合において、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（

平成二十三年法律第 号)第四十七条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第四十七条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

3 税務署長は、次に掲げる場合には、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。)がされた場合

二 第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として特産酒類製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があった場合

三 第四十条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合

四 第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でな

くならなかった場合

4 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

（老人福祉法の特例）

第四十八条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、民間事業者特別養護老人ホーム設置事業（地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の入所定員の総数が、老人福祉法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この項において同じ。）のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域であつて、当該区域における地域の活性化を図るため特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められるものにおいて、選定事業者（民間資金等の活用

よる公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人が特別養護老人ホームを設置する事業をいう。別表第二の六の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該地域活性化総合特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において単に「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならぬ。

一 老人福祉法第十七条第一項の基準に適合すること。

- 二 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。
- 三 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。
- 四 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 五 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 六 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。
- 3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四

十八条第一項の認可の」と、同項及び同法附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項」と、同法第十六条第四項中「第十五条第六項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項並びに同法第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、

同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第一項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」とする。

（河川法及び電気事業法の特例等）

第四十九条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可（以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又

は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（以下「特定水力発電事業」という。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第三十五条第八項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画（国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。次号並びに次条第一項及び第三項において「特定水利使用計画」という。）

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

二 指定地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、地域協議会（当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用す

る場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条及び第五十一条において同じ。)の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。次条第三項及び第五十二条において同じ。)を構成員とするものに限る。次条第二項及び第三項において同じ。)を組織し、当該地域協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

第五十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用(前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第五十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。)に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川(河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次条において同じ。)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条

等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつたときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であつて当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

5 準用河川（河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

第五十一条 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第

二十三条等の許可の申請があつたときは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第一百三十一条の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。

第五十二条 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六条に規定する通常要すべき標準的な期間（以下この条において「標準処理期間」という。）を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第五十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表第二の八の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第五十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地方公共団体事務政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制(指定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。))に係る事業をいう。以下この条及び別表第二の九の項において同じ。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けるときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第二款 課税の特例

第五十五条 認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第二号に掲げる事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。))が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税に

については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 地域活性化総合特区支援利子補給金の支給

第五十六条 政府は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている地域活性化総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域活性化総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定

地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域活性化総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、地域活性化総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給

契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により地域活性化総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた地域活性化総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が地域活性化総合特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第五十七条 認定地方公共団体が認定地域活性化総合特別区域計画に基づき第二条第三項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務

第五十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第五章 総合特別区域推進本部

（設置）

第五十九条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第六十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 第八条第七項（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十二条第十一項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第七項（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第三十五条第十一項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 三 認定国際戦略総合特別区域計画及び認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施のための施策の総合調整及び支援措置の推進に関すること。
- 四 前二号に掲げるもののほか、総合特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第六十一条 本部は、総合特別区域推進本部長、総合特別区域推進副本部長及び総合特別区域推進本部員を

もって組織する。

（総合特別区域推進本部長）

第六十二条 本部の長は、総合特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（総合特別区域推進副本部長）

第六十三条 本部に、総合特別区域推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び総合特別区域担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする）を置く。国務大臣をいう。）をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（総合特別区域推進本部員）

第六十四条 本部に、総合特別区域推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第六十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第六十七条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第六十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(主務省令)

第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働

働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

(命令への委任)

第七十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第七十一条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域に関するものについては、これらの区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の二号を加える。

四 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 次のイ又はロに掲げる施設

イ 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二条第二項第五号イに規定する事業（総務省

令で定めるものを除く。）を行う者が市町村（特別区を含む。ロにおいて同じ。）から同号イの資

金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事

業の用に供する施設で政令で定めるもの

ロ 総合特別区域法第二条第三項第五号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う

者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係る

ものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

（印紙税法の一部改正）

第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十二号から第十四号」を「第十二号から第十五号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項の次に次のように加える。

七の二 市町村長	総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものの
----------	--

別表第二の二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二 都道府県知事	総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第四の六の項の次に次のように加える。

六の二 市町村長	総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十二条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

別表第五第二十六号中「昭和二十四年法律第二百十号。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二 総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十二条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条

第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第八条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の二号を加える。

四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第

三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十六号」に改める。

第十八条第一項第一号中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第二号中「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改める。

第二十二条第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の五の次に次の一号を加える。

三の六 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関する事、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関する事、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援助利子補給金の支給に関する事、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関する事、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関する事、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援助利子補給金の支給に関する事並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事と。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十一条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「及び地域限定通訳案内士」を「、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」に改める。

別表第一（第二条第二項関係）

項	事業	関係条項
一	国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業	第二十条
二	国際戦略建築物整備事業	第二十一条
三	特別用途地区国際戦略建築物整備事業	第二十二条
四	工場等新增設促進事業	第二十三条
五	政令等規制事業で第二十四条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十四条
六	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十五条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十五条

別表第二（第二条第三項関係）

項	事業	関係条項
一	地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業	第四十三条

九	地方公共団体事務政令等規制事業で第五十四条の規定による政令又は内閣府令 ・主務省令で定めるもの	第五十四条
八	政令等規制事業で第五十三条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第五十三条
七	特定水力発電事業	第五十二条から 第四十九条まで
六	民間事業者特別養護老人ホーム設置事業	第四十八条
五	特産酒類製造事業	第四十七条
四	特定農業者特定酒類製造事業	第四十六条
三	特別用途地区地域活性化建築物整備事業	第四十五条
二	地域活性化建築物整備事業	第四十四条

理由

産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総合特別区域法案 新旧対照条文

目次

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）（附則第四条関係）	1
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第五条関係）	2
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）	4
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）	6
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）（附則第八条関係）	9
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（抄）（附則第九条関係）	10
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十条関係）	15
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第十一条関係）	17

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 <u>総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</u></p> <p>五 <u>総合特別区域法第四十三条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</u></p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>十九の二 次のイ又はロに掲げる施設</p> <p>イ 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第一条第二項第五号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村（特別区を含む。ロにおいて同じ。）から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>ロ 総合特別区域法第二条第三項第五号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>二十〇二十九（略）</p>	<p>（事業所税の非課税の範囲） 七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十〇二十九（略）</p>

4
~
7
(略)

4
~
7
(略)

改正案

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及び八、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）並びに第十二号から第十五号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業	独立行政法人中小企業基盤整備機構

現行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及び八、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）並びに第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業	独立行政法人中小企業基盤整備機構

<p>(略)</p>	<p>基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号口に掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号口に掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

		改 正 案				現 行	
		別表第二（第三十条の七関係）				別表第二（第三十条の七関係）	
		提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務			提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務
		一〇七（略）	（略）			一〇七（略）	（略）
		七の二 市町村長	総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）による同法第二十条第八項及び第四 十三条第八項において準用する通訳案内士 法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八 条の登録、同法第二十三条第一項の届出、 同法第二十四条の再交付又は同法第二十五 条第二項の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの			（新設）	（新設）
八〇十一（略）	（略）			八〇十一（略）	（略）		

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事務
一〇二十一	(略)
二十一の二 都道府県知事	総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二了二十八	(略)

別表第四（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
一〇六 (略)	(略)

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事務
一〇二十一	(略)
(新設)	(新設)
二十二了二十八	(略)

別表第四（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
一〇六 (略)	(略)

<p>六の二 市町村長</p>	<p>総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七の十 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別表第五(第三十条の八関係)</p>	
<p>一～二十五 (略)</p> <p>二十六 通訳案内士法(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)において準用する場合を含む。)(による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>二十六の二 総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>二十七～三十三 (略)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>七の十 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別表第五(第三十条の八関係)</p>	
<p>一～二十五 (略)</p> <p>二十六 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)において準用する場合を含む。)(による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>二十七～三十三 (略)</p>	

改正案	現行
<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 <u>総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。</u></p> <p>一四 一七（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十四号及び第十五号に掲げる業務（以下この項において「<u>共済事業</u>」という。）に関連する同条第一項第十六号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>一三 一六（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十三号及び第十四号に掲げる業務（以下この項において「<u>共済事業</u>」という。）に関連する同条第一項第十五号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p>

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十号に掲げる業務(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。)、同項第十一号から第十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務

- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十一条に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)及び同項第十号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十号に掲げる業務(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。)、同項第十一号及び第十二号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務

- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十一条に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)及び同項第十号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十五号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字

四 第十五条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第一項第一号に掲げるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	第十三号までに掲げる業務	第十三号までに掲げる業務並びに附則第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)
第二十二條第一項	第十五号に掲げる業務	第十五号に掲げる業務並びに附則第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	第十二号に掲げる業務	第十二号に掲げる業務並びに附則第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)
第二十二條第一項	第十四号に掲げる業務	第十四号に掲げる業務並びに附則第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三の五（略）</p> <p>三の六 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三の五（略）</p>

四〇六十二 (略)

四〇六十二 (略)

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十二の二 <u>通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士に関する</u>こと。</p> <p>二十三～百二十八（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十二の二 <u>通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関する</u>こと。</p> <p>二十三～百二十八（略）</p>

目次

内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	1
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	1
通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）	2
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）	4
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	6
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	6
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	7
酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）	7
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）	9
工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）（抄）	9
老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（抄）	12
河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）	14
電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）	16
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）	16
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	20
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	21
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）（抄）	21
行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	22
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（抄）	22
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）	22
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）	23
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）	23
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	24
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	24
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	24
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	24

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）	25
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（抄）	25
地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	26
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）	27

内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。

前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。

第二十三条 内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下、「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 (略)

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができず事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 (略)

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2~6 (略)

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

(業務)

第二条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わし、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二・三 (略)

第三章 登録

(登録)

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(通訳案内士登録簿)

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(通訳案内士登録証)

第二十二條 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三條 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第二十四條 通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第二十五條 通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六條 通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七條 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の細目)

第二十八條 この法律に定めるもののほか、通訳案内士の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章 通訳案内士の業務

(登録証の提示等)

第二十九條 通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

2 通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。(禁止行為)

第三十條 通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 通訳案内を受ける者のためにする物品の購買その他のあつせんについて、販売業者その他の関係者に対し金品を要求すること。
- 二 通訳案内を受けることを強要すること。
- 三 登録証を他人に貸与すること。

第三十一条 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上)

第三十二条 通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 観光庁長官及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第三十三条 通訳案内士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 一年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項各号に掲げる処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告)

第三十四条 都道府県知事は、通訳案内士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

第五章 雑則

(通訳案内士の団体)

第三十五条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、観光庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。

3 観光庁長官は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があるときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）

(用途地域等)

- 第四十八条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第二(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第二(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第二(ニ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 5 第一種住居地域内においては、別表第二(ホ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 6 第二種住居地域内においては、別表第二(ヘ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 7 準住居地域内においては、別表第二(ト)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 8 近隣商業地域内においては、別表第二(チ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 9 商業地域内においては、別表第二(リ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 10 準工業地域内においては、別表第二(メ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 11 工業地域内においては、別表第二(ル)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 12 工業専用地域内においては、別表第二(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 13 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)(内においては、別表第二(ワ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(特別用途地区)

第四十九条 (略)

2 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、前条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することができる。

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第八十七条 (略)

2 建築物(次項の建築物を除く。)の用途を変更する場合には、第四十八条第一項から第十三項まで、第五十一条、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十三項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合

二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

三 第四十八条第一項から第十三項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

4 (略)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)

(設立等)

第四条 現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。

2~10 (略)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 (略)

2 (略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一〇十八 (略)

十九 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号口の資金の貸付け（これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。）を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十〇二十九 (略)

4 〇7 (略)

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二 (略)

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（口から二までに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イから八までに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四〇十八 (略)

十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類（第七号から前号までに掲げる酒類その他政令で定めるものを除く。）でアルコール分が二十度未満のもの（エキス分が二度以上のものに限る。）をいう。

二十 (略)

二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第七号から第十九号までに掲げる酒類、前

条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。)をいう。

二十二～二十七 (略)

(酒類の製造免許)

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目(第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。)別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許(以下「製造免許」という。)を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

- 一 清酒 六十キロリットル
- 二 合成清酒 六十キロリットル
- 三 連続式蒸留しようちゆう 六十キロリットル
- 四 単式蒸留しようちゆう 十キロリットル
- 五 みりん 十キロリットル
- 六 ビール 六十キロリットル
- 七 果実酒 六キロリットル
- 八 甘味果実酒 六キロリットル
- 九 ウイスキー 六キロリットル
- 十 ブランデー 六キロリットル
- 十一 原料用アルコール 六キロリットル
- 十二 発泡酒 六キロリットル
- 十三 その他の醸造酒 六キロリットル
- 十四 スピリッツ 六キロリットル
- 十五 リキュール 六キロリットル
- 十六 粉末酒 六キロリットル
- 十七 雑酒 六キロリットル

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一・二 (略)

三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

四七 (略)

46 (略)

(製造免許等の条件)

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

2 (略)

(酒類の製造免許の取消し)

第十二条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一三 (略)

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。ただし、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 (略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金(国際条約に基づく分担金を除く。)

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

27 (略)

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)(抄)

(工場立地に関する調査)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の工場立地の動向の調査は、製造業(物品の加工修理業を含む。以下同じ。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業(以下「製造業等」という。)(を営む者)以下「事業者」という。(の)主要な工場又は事業場の設置の状況及びその設置に関する長期の見通しを個別的に調査することにより行なう。

4 (略)

(工場立地に関する準則等の公表)

第四条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設(物品の製造施設、加工修理工施設その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)、緑地(植栽その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)、及び環境施設(緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)(それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもたらすおそれがある施設で主務省令で定めるものの配置に関する事項

三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項

イ 工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)(に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

ロ 工業集合地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地)(工業団地を含むものを含む。)(をいう。以下同じ。)(に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの

2 (略)

第四条の二 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)(に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「地域準則」という。)(を定めることができる。

2・3 (略)

(届出)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場(政令で定める業種に属するものを除く。)(であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの(以下「特定工場」という。)(の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。)(をしよとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)(に届け出なければならぬ。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの(以下「指定地区」という。)(に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 特定工場における製品(加工修理工業に属するものにあつては、加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場

の種類)

三 特定工場の設置の場所

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)

イ 工業団地に特定工場の新設をする場合 当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設の面積及び環境施設の配置

ロ 工業集合地に特定工場の新設をする場合であつて、第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき 当該工業集合地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設(以下この号及び第八条第一項第二号において「隣接緑地等」という。)の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額(第八条第一項第二号において「負担総額」という。)及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる主務省令で定める物質(以下「汚染物質」という。)(の最大排出予定量並びにその予定量を超えないこととするための当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置

七 特定工場の新設のための工事の開始の予定日

2 (略)

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をしている者(当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。)(は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。)(に係る変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)(で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 (略)

(変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。)(をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項)(を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合 その旨及び同号の事項

二 当該変更が、工業集合地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四条第

一 項第三号口に掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合、その旨、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 (略)

(勧告)

第九条 (略)

2 都道府県知事は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 (略)

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（抄）

(施設の設置)

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。

3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

(変更)

第十五条の二 (略)

2 前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 (略)

2 (略)

3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

(施設の基準)

第十七条 厚生労働大臣は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 (略)

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(特別養護老人ホーム)

第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 6 (略)

附則

(養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等)

第七条 都道府県知事は、当分の間、第十五条第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2～6 （略）

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2～7 （略）

（河川管理者）

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

第九条 （略）

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3・4 （略）

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6・7 （略）

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通

省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2~5 (略)

(関係行政機関の長との協議)

第三十五条 国土交通大臣は、水利使用(流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)()に關し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は前条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に關し第七十五条の規定による処分をしようとするとき、又は都道府県知事が第七十九条第二項第四号の同意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第三十六条 国土交通大臣は、水利使用に關し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は第三十四条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第一項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これらの規定による許可に關し第七十五条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 指定都市の長は、水利使用に關し、第九条第五項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 (略)

(水利使用の申請があつた場合の通知)

第三十八条 河川管理者は、水利使用に關し第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に關し権利を有する者(以下「関係河川使用者」と総称する。)()に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

(国土交通大臣の認可等)

第七十九条 都道府県知事は、第九条第二項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合

二 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合

三 第十六条の三第一項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合

四 政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 (略)

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)

第百三条 都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長は、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二項の許可の申請があつた場合において、その申請が発電力の利用のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(抄)

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名	作成者
国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書 清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)第三条第一項第一号(中央会の事業の範囲の特例)の事業に関する文書 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百十七号)第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及び八、第六号、第八号(作成者 日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者 同法第二条第三項(定義)に規定する中央会 独立行政法人中小企業基盤整備機構

<p>中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）並びに第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書</p>	
<p>独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第七号まで（業務の範囲）の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務に関する文書</p>	<p>独立行政法人情報通信研究機構</p>
<p>日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）の業務に関する文書</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団</p>
<p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書</p>	<p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構</p>
<p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号（業務の範囲）の業務に関する文書</p>	<p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p>
<p>情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書</p>	<p>独立行政法人情報処理推進機構</p>
<p>独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条</p>	<p>独立行政法人海洋研究開発機構</p>

<p>第三号（業務の範囲）の業務に関する文書</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</p>
<p>独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</p>
<p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号（定義）に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書</p>	<p>社会福祉法人その他当該資金を融通する者又は当該資金の融通を受ける者</p>
<p>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるもの</p>	<p>当該資金の貸付けを受ける者</p>
<p>公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十二年法律第六十五号）に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書</p>	<p>当該修学資金の貸与を受ける者</p>
<p>矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）に定める矯正医官修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書</p>	<p>当該修学資金の貸与を受ける者</p>
<p>母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に定める資金の貸付けに関する文書</p>	<p>当該資金の貸付けを受ける者</p>
<p>独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）に規定する資金の貸付けに関する文書</p>	<p>独立行政法人自動車事故対策機構又は当該資金の貸付けを受ける者</p>
<p>私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項第三号（福祉事業）の貸付け並びに同項第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団又は同法第十四条第一項（加入者）に規定する加入者</p>
<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第一項第三号（福祉事業）の貸付け並びに同項第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書</p>	<p>国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合の組合員</p>
<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第一百二十二条第一項第二号（福祉事業）の貸付け並びに同項第三号及び第四号（福祉事業）の事業に関する文書</p>	<p>地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合の組合員</p>
<p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条（目的）に規定する保険者</p>

<p>厚生年金保険法第三十条第一項から第三項まで（基金の業務）又は第五十九条第一項及び第二項（連合会の業務）に規定する給付並びに同条第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の六第二項（裁定）に規定する給付に関する文書</p>	<p>厚生年金基金又は企業年金連合会</p>
<p>自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書</p>	<p>保険会社又は同法第六条第二項に規定する組合</p>
<p>国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書</p>	<p>国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、国民健康保険法附則第十七条各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金</p>
<p>国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二百二十八条第一項（基金の業務）又は第三百三十七条の十五第一項（連合会の業務）に規定する給付及び同条第二項第一号（連合会の業務）に掲げる事業並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第三項（支給要件）、第三十七条第三項（支給要件）及び第四十条（支給要件）に規定する給付に関する文書</p>	<p>国民年金基金又は国民年金基金連合会</p>
<p>中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七条第三項（退職金共済手帳の交付）の退職金共済手帳又は同法第七十条（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る金銭の受取書</p>	<p>同法第一条第六項（定義）に規定する共済契約者又は同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から退職金共済証紙の受払いに関する業務の委託を受けた金融機関</p>
<p>漁業災害補償法第一百一条第一項（事務の委託）に規定する事務の委託に関する文書又は同法第九十六条の三第一号（業務）に定める資金の貸付け若しくは同条第二号（業務）に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書（漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。）</p>	<p>漁業共済組合若しくはその組合員又は漁業共済組合連合会</p>
<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）</p>	<p>同法の規定による事業主又は同法第三十二条第三項に規定する労働保険事務組</p>

に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十条第一項（労働保険事務組合）の規定による労働保険事務の委託に関する文書	合
独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第九条第一号（業務の範囲）に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付に関する文書	独立行政法人農業者年金基金又は同法第十条第一項第二号（業務の委託）に規定する農業協同組合
高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一号（国保連合会の業務）に掲げる業務及び介護保険法第七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務に関する文書	国民健康保険団体連合会
確定給付企業年金法第三十条第三項（裁定）に規定する給付に関する文書	企業年金基金

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

別表第二（第三十条の七関係）

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務
一〇六（略）	（略）
七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第八十条第四項の政令で定める市の長	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたもの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八〇十一（略）	（略）

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事務
一〇二十（略）	（略）
二十一 都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二二〇～二二八（略）	（略）

別表第四（第三十条の七関係）

（略）	（略）
-----	-----

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
一五 (略)	(略)
六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第八十条第四項の政令で定める市の長	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたもの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十 (略)	(略)

別表第五(第三十条の八関係)

一二十五 (略)

二十六 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)において準用する場合を含む。)による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七三十三 (略)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

一 (略)

二 特別用途地区

二の二一十六 (略)

二四 (略)

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)(抄)

附 則

第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、新法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該新法特定工場内の新法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の省令で定める施設の配置に係る事項)に限り、新法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。()に係る変更(新法第七条第一項の省令で定める軽微なものを除く。)でこの法律の施行の日から九十日を経過

した日以後最初に行なわれるものをしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨及び新法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを通商産業大臣及び当該新法特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 (略)

行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)

(標準処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2、4 (略)

5 この法律において「農林漁業体験民宿」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動(以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。)に必要な役務を提供する営業をいう。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)(抄)

(地域限定通訳案内士の欠格事由)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
二・三 (略)

(通訳案内士法の準用)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律」とあるのは「外客旅行容易化法又は外客旅行容易化法」と読み替えるものとする。

4 (略)

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)(抄)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 (略)

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類のことの必要入所定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数)その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二 丁六 (略)

3 六 (略)

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 11 (略)

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三の四（略）

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関する事

三の六～六十二（略）

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四（略）

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十六～九十九（略）

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二（略）

二十二の二 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関する事

二十三～百二十八（略）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2（略）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～十一（略）

十二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。

十三 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

十四 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2～5（略）

（業務の委託）

第十七条（略）

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十三号及び第十四号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第十五号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4（略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号に掲げる業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。）、同項第十一号及び第十二号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十

五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一号に掲げるものに限る。）並びに第十五条第一項第十一号及び第十四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2~7 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四條 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	第十二号に掲げる業務	第十二号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）
(略)	第六号に掲げる業務	第六号に掲げる業務並びに附則第八条の業務
(略)	(略)	(略)
第二十二條第一項	第十四号に掲げる業務	第十四号に掲げる業務並びに附則第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）
(略)	(略)	(略)

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）

（工場立地法の特例）

第十条 同意基本計画（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等（工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。）に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。以下この条において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により準則を定める条例（以下「緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する市町村の長が行つものとする。

4 (略)

第十一条 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止（その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。）があつた場合においては、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場（以下単に「特定工場」という。）について、条例で、当該廃止に伴い合理的に必要なと判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

2・3 (略)

第十二条 (略)

2 (略)

3 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例（以下この項において「経過措置条例」という。）の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあつては、当該経過措置条例）で定められた準則の適用を受けないこととなつた特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の日前に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項

の特定工場に係る事務を行うものとされた市町村の長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日（以下この条において「特定日」という。）以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4
(略)

総合特区制度

=

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口

「必然性」と「本気度」があり、実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※以下は制度創設に当たり、予め措置するものであり、法施行後、地域の提案を受けて累次追加。

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、**区域限定で実施**

⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、**政省令で定めている事項を条例で定められることとする**

⇒ 地域主権改革を加速する突破口

(2)税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
- ⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

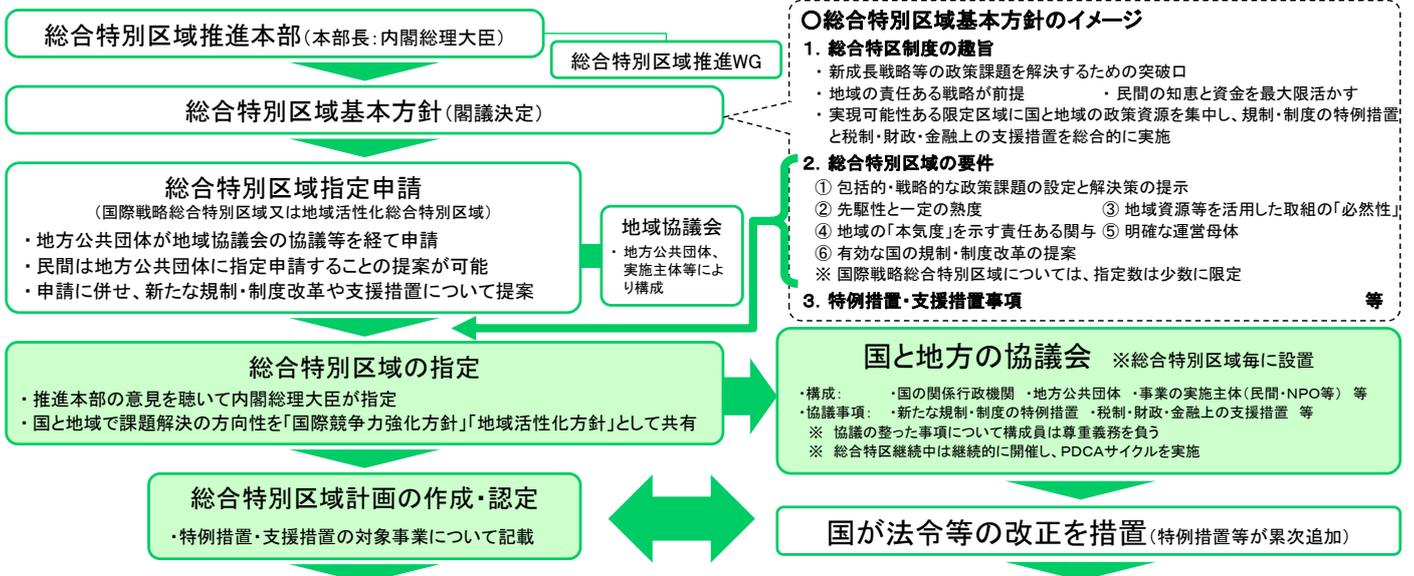
②地域活性化総合特区

- ソーシャルビジネス等に対する個人出資に係る所得控除
- ⇒ 地域の志のある資金を「新しい公共」へ結集

(3)財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H23予算: 151億円)

(4)金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%、5年間)の創設(H23予算: 1.5億円)

総合特別区域法案のスキーム



○総合特別区域基本方針のイメージ

1. 総合特区制度の趣旨

- ・ 新成長戦略等の政策課題を解決するための突破口
- ・ 地域の責任ある戦略が前提
- ・ 民間の知恵と資金を最大限活かす
- ・ 実現可能性ある限定区域に国と地域の政策資源を集中し、規制・制度の特例措置と税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施

2. 総合特別区域の要件

- ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
- ② 先駆性と一定の熟度
- ③ 地域資源等を活用した取組の「必然性」
- ④ 地域の「本気度」を示す責任ある関与
- ⑤ 明確な運営母体
- ⑥ 有効な国の規制・制度改革の提案

3. 特例措置・支援措置事項

等

○特例措置・支援措置 ※以下は制度創設に当たり、予め措置するものであり、法施行後、地域の提案を受けて累次追加。

(1)規制・制度の特例

- ① 個別法・政省令等の特例 (例) 建築基準法の特例、通関案内士法の特例等
- ② 地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例

(2)税制上の特例

- ① 国際戦略総合特区: 国際競争力強化のための法人税の軽減
- ② 地域活性化総合特区: 地域の志のある資金を結集するための措置

(3)財政上の支援

- ・ 総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
- ・ 総合特区推進調整費(151億円)により、なお不足する部分を機動的に補完

(4)金融上の支援

- ・ 総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金(1.5億円)を支給

※予算額は平成23年度予算政府案計上額

総合特区の指定要件イメージ

i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

ii) 成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

iii) 地域資源等を活用した取組の「必然性」があること

iv) 今後の地域活性化を進める上で有効な国の規制・制度改革の提案があること

・先駆的な取組の実現や推進に有効であり、以下のような国の施策に関する提案を対象とする。

- 規制の改革(過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む)
- 国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
- 国の関係機関の業務の見直し
- 国の制度、事務手続きの見直し(税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続きの簡素化等) 等

v) 地域の「本気度」を示す責任ある関与があること

- ・地域の「本気度」が明らかな取組で、関係主体の合意が得られているものを想定
例) 地方税の減免、地域独自の補助金や助成措置、地域独自のルールの設定、自らの権限に係る規制緩和、組織や体制の強化 等
- ・既に、地域の自助努力による事前の施策が十分に行われている
- ・成果目標の設定と事後チェック

vi) 運営母体が明確であること

・地方公共団体と民間企業、NPO等による官民共同の協議会を設置することが必須

総合特区法案における規制の特例措置等

1. 法律で規定している規制の特例措置等

○ 下記の事項について、認定を受けた総合特別区域計画に基づく事業に適用する特別措置として、規制の特例措置等を規定。

(1) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区共通の特例措置等

- ① 通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例(通訳案内士法の特例)
- ② 工業地域等における用途規制の緩和(建築基準法の特例)
- ③ 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)
- ④ 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例(補助金適正化法の特例)
- ⑤ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

(2) 国際戦略総合特区のみの特例措置

- ⑥ 工場立地に係る緑地規制の特例(工場立地法及び企業立地促進法の特例)

(3) 地域活性化総合特区のみの特例措置

- ⑦ 他の水利使用に従属する小水力発電の許可手続の簡略化(河川法及び電気事業法の特例)
- ⑧ 特定酒類の製造事業・⑨ 特産酒類の製造事業(酒税法の特例)
- ⑩ 民間事業者による特別養護老人ホーム設置(老人福祉法の特例)

2. 政省令で規定している規制の特例措置

○ 法施行前に各省から総合特区における特例の創設に協力が得られる規制の特例措置については法施行時に政省令で措置する予定。

○ 政令については総合特区法施行令、省令については総合特区法施行規則(内閣府と規制所管省庁の共同省令)で対応。

3. 地方公共団体事務に関して政省令で規定する事項の条例委任の特例

○ 地方公共団体の事務に関し、法律に基づき、政令又は省令で規定することとされている事項のうち、総合特区法施行令又は施行規則で定めるものについては、当該事項の特例措置を条例で定めることができることとする。(特例追加の法改正不要)

【法施行後の措置】

○ 総合特区法施行後、総合特区の指定申請に伴う地域からの提案等に基づき国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて、上記1、2及び3に準じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。

総合特区に係る税制改正の概要

1 国際戦略総合特区(法人税) ~下記の措置の選択適用~

○ 投資税額控除または特別償却

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度を創設。

- ・ 特別償却の割合: 取得価額の50%(建物等25%)
- ・ 税額控除の割合: 取得価額の15%(建物等8%)
- ・ 控除限度超過額の繰り越し: 1年間
- ・ 事業者の指定及び設備等取得の期限: 平成26年3月31日まで

○ 所得控除

専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設。

- ・ 適用期限: 事業者の指定の日から5年間
- ・ 事業者の指定の期限: 平成26年3月31日まで
- ・ 国際戦略総合特区の指定数は、少数に厳しく限定。
- ・ 地方公共団体も事業を実施する者の経済的負担を軽減するための措置(地方税の減免、補助金の交付等)を行う。

2 地域活性化総合特区(所得税)

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度を創設。

- ・ 総合特区で指定後3年以内の企業が対象(指定の期限: 平成26年3月31日まで)。
- ・ 前年の売上高に占める営業利益が2%以下の企業が対象。

総合特区に関連する予算措置の概要

総合特区推進調整費(151億円)

○ 概要

- ・ 地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。
- ・ 地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移し替えて執行。

○ 使途

- (1) 指定を受けた総合特区に関し、各府省において、提案された規制・制度改革の検討を行う場合
- (2) 認定された総合特別区域計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間(最長3年間)機動的に補完する場合
 - ① 各省の予算制度における要件を満たす場合 ⇒ 当該予算制度のルールを適用
 - ② 規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各省予算制度を拡充する場合
⇒ 補助制度の要件緩和等の制度拡充を行った場合、拡充前の補助率を適用
⇒ 各府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特区推進WGにおいて不適切と判断される場合を除く

○ 調整費による支援額の上限

- ①国際戦略総合特区 20億円/計画・年 ②地域活性化総合特区 5億円/計画・年

総合特区支援利子補給金(1.5億円)

○ 概要

- ・ 産業の国際競争力の強化(国際戦略総合特区)や地域の活性化(地域活性化総合特区)に資する事業に必要な資金を、金融機関が借入れる場合に、当該金融機関が地域協議会の構成員であって、当該事業について認定を受けた総合特別区域計画に定められている場合、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給対象融資予定額 : 約700億円

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が総合特区に関する計画に基づく事業の実施者へ最初に貸付けた日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内

「総合特区」制度設計のための提案プロジェクト等の取組の現状 及び今後の予定に関する調査の実施について（概要）

1. 調査目的

- 政省令、基本方針等の検討にあたり、「総合特区制度」の要件等の細部の検討や制度施行の準備を進めるにあたっての参考とするもの。

2. 調査対象

- H22年7～9月に実施した「提案募集」にご提案いただいたプロジェクト。
- 「提案募集」に提案したプロジェクトが発展したもの、統合したもの、今年の「提案募集」には提案しなかったが、現時点で取組が実施可能な段階にあるもののいずれについても提出可能。

3. 調査項目

（1）地域における包括的・戦略的な政策課題

- 当該取組により解決しようとしている「包括的・戦略的な政策課題」と「解決の方向性」について簡潔に記載。

（2）取組の先駆性・熟度・今後実施予定の取組等

- 現時点での、当該取組の先駆性及び熟度について記載。
- 当該取組について、今後（特に平成23年度）の取組、事業の見込みについて記載。

（3）取組の「必然性」を示す事項

- 取組の実現可能性を示すような地域の蓄積（地域資源、地域の人材・企業やそれらのネットワーク等）について記載。

（4）取組に必要な国の規制・制度改革等の提案

- 国の規制の特例措置の提案、税制・財政・金融上の支援措置に係る提案を記載。
- 地方公共団体事務に関して法令（法律・政令・省令・告示）で規定されている事項についての特例措置を条例で定めることを検討されているものがあれば記載。

（5）地域の「本気度」を示す地方公共団体の責任ある関与の見込み

- 当該取組について、（2）も含む取組等に対する地方公共団体による「責任ある関与」として、
①地方税の減免、②地域独自の補助金や助成措置、③地域独自のルールの設定、④当該地方公共団体の権限に係る規制緩和、⑤組織や体制の強化等を行う見込みを記載。

（6）取組の推進体制・運営母体

- 総合特区制度に基づく地域協議会として予定される構成員を記載。

（7）想定している総合特区設定区域

- 総合特区として指定することを想定している区域について記載。

4. 調査期間

- 平成23年3月2日（水）まで。

5. その他

- 制度検討の透明性を高める観点から、今回の調査の結果については、当事務局ウェブサイト等を通じ公開予定です。（担当者名・連絡先等の個人情報を除く。）
- 今回の調査は制度の詳細設計の参考とするためのものであり、今後の指定、認定等の措置に結びつくものではありません。

※本調査については、調査様式等、より詳しい内容を地域活性化統合事務局ウェブサイトで公表いたします。
(URL:<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>)